

相手 \ 主体		(1) 市(職員)	(2) 警察署	(3) さかい自転車リーダー		
				(3-1)事業者等啓発型 自転車利用推進委員 (事業者、商店街、 自転車小売店等)	(3-2)市民啓発型 (自治会交通指導員、 学校の先生、その他幅広く)	(3-3)観光支援型 観光サイクルサポーター
対象者	自転車利用者 (道路上)	啓発・指導	啓発・指導・警告・取締り	—	—	—
	学校		—		啓発・指導	
	自治会		啓発・指導		啓発・指導	
	事業者等		啓発・指導		—	
	任意の団体		—		啓発・指導	
	観光客		啓発・指導・警告・取締り		—	
取締り要請 (場所、時間、取締り対象)		警察へ要請	市と協議の上、取締り	市へ情報提供	市へ情報提供	市へ情報提供
啓発等の 協力要請	市	—	○	—	—	—
	自転車利用推進委員	○	○	—	—	—
	警察署	○	—	—	—	—

本条例における、 指導・取締り等の用語の考え方	啓 発: ルールマナーのチラシや啓発グッズを配付するなど、安全な自転車利用を呼び掛ける。
	指 導: 違反している自転車利用者に対し、違反行為を是正させるための指導を行う。
	警 告: 違反している自転車利用者に対して違反行為を是正させ、警告書を交付する。
	取締り: 警告に従わない場合や、悪質、危険性の高い違反について検挙措置を講じる。